

会員の手引き



鹿嶋市ファミリー・サポート・センター

もくじ

相互援助について	1
会員について	2
援助活動の内容	3
援助が必要になったら	4
会員の心得	6
チェックリスト	7
報酬の基準	8
補償保険制度について	12
鹿嶋市ファミリー・サポート・センター会則	14

相互援助について

鹿嶋市ファミリー・サポート・センターでは、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が、会員となり、お互いの理解の上で助け合って活動するものです。



まずは！
鹿嶋市ファミリー・
サポート・センターに
会員登録してください。

会員について

鹿嶋市に在住、在勤する人であれば、性別に関わらず、どなたでも会員になれます。

依頼会員 生後6ヶ月から、小学校に在学する子どものいる人

※市内に在勤する人でも大丈夫です。

提供会員 心身ともに健康で子どもの育児や保育に理解と熱意のある人

両方会員 依頼会員と提供会員のどちらでもできる人

- * 依頼会員・提供会員とも会員登録になる際は、十分な説明をさせていただきます。
- * 提供会員については、センターの実施する講習会を受けていただきます。

援助活動の内容

ファミリー・サポート・センターの活動は、あくまでも急な子どもへの対応や、手不足を補うための援助であり、輕易で短期間・補足的なものです。

(乳幼児の長期間保育は、行いません。)

具体的な援助の内容

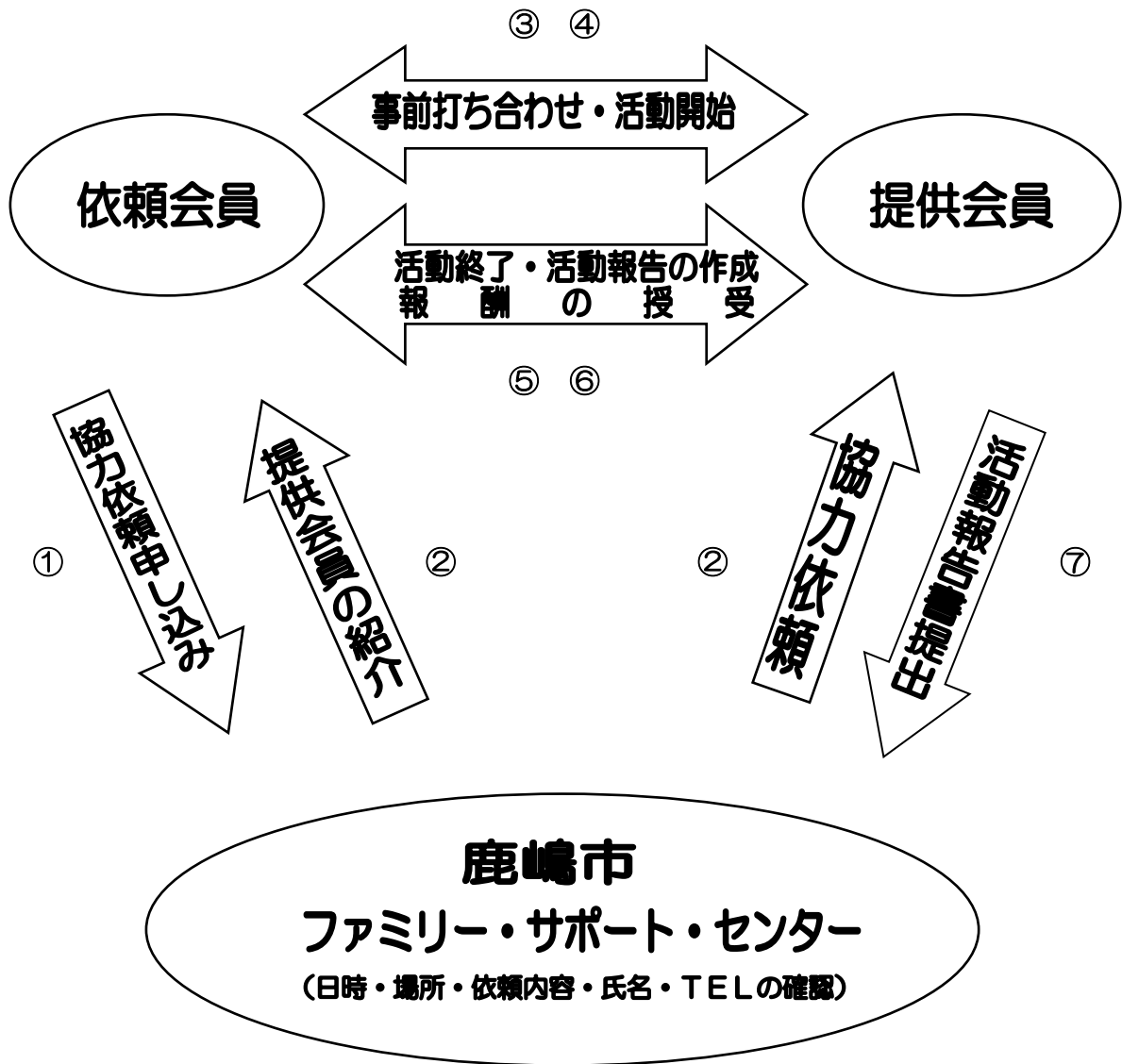
- ① 保育園、幼稚園、小学校など（以下「保育施設など」という。）の保育開始までの援助
- ② 保育施設などの帰宅後の援助
- ③ 保育施設などの送迎
- ④ 学童保育からの帰宅後の援助
- ⑤ 保育施設などの休みの際の援助
- ⑥ 買い物など外出の際の援助
- ⑦ 保育者などの病気や休養の際の援助
- ⑧ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の援助

活動上の基本的原則

- 子どもを預かる場合は、提供会員の家庭において行います。
ただし、やむを得ないと認められる場合は、依頼会員の家庭において行うこともできます。
- 子どもの宿泊を伴う援助活動は行いません。
- 通常1対1での保育が基本となりますが、兄弟姉妹での利用などの場合は、その限りではありませんので、ご相談ください。

援助が必要になったら

援助活動の流れ



- ① 援助を依頼したい日時が決まったら、センター（事務局）に申込みをします。
- ※センターへの依頼日から活動日まで、日時の余裕がない場合は、提供会員の調整が見つからないことがあります。依頼の申込みはできるだけ早めにお願ひします。
- ② センターは、依頼会員の依頼内容により適切な提供会員に連絡をし、条件などお互いの理解の上において活動が始まります。ただし、この援助依頼は強制ではありません。双方都合の悪い場合は、遠慮なくセンターへご相談ください。
- ③ センターは、提供会員と依頼会員（子どもと一緒に）3者で事前に打合せを行います。
- ④ 提供会員は、依頼された内容に添って活動します。
- ⑤ 依頼会員は、約束の時間に提供会員宅へ子どもを迎えに行きます。
- ⑥ 提供会員は、活動終了後「活動報告書」（3枚複写）に記入し、依頼会員にサインをもらいます。その際、依頼会員は決められた報酬やその他の実費を提供会員に直接支払います。
- ⑦ 提供会員は、1ヶ月分の活動報告書をまとめて翌月5日までに、センターへ提出してください。

会員の心得

- 1・本会の活動の主旨と決まりを守りましょう。
- 2・お互いのプライバシーは守りましょう。
- 3・約束した時間は、お互いに必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
- 4・センターへの連絡なしに、会員同士で活動を行わないでください。
- 5・活動報告の提出がないもの、センターへの連絡なし(留守番電話は可)に行った援助活動については、補償保険は適用されません。
- 6・提供会員は、安全チェックリストにより、子どもの安全を時折確認してください。
- 7・活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- 8・依頼した援助の内容以外の仕事は、要求しないでください。
- 9・会員証は、常時携帯してください。
- 10・依頼会員は、援助時に子どもの体調が悪くなった時や、緊急時など迎えに行ける準備・対応をしてください。
- 11・お互いに体調に注意をして、具合が悪い時は、無理せず活動は控えましょう。
- 12・キャンセルする場合は、依頼会員から提供会員とセンターに速やかに連絡(留守番電話は可)してください。

チェックリスト

援助を開始する前に

<共通>

- 援助の日時、内容などの確認は済んでいますか？
- 交通費・食事・ミルク・おやつなどの有無、金額などの確認は済んでいますか？
- 体調はどうですか？

<依頼会員>

- 必要な持ち物（ミルク・哺乳瓶・オムツ・着替え・オムツや着替えの持ち帰り用ビニール袋・おもちゃや絵本など）はそろっていますか？
- 送迎がある場合、保育施設などへの連絡は済んでいますか？
- 持ち帰る物、記入しなければいけないことなどは、伝えてありますか？
- 報酬や実費などの用意は済んでいますか？
（金額を計算して、おつりのないよう、予め封筒などに入れておきましょう）
- 子どもの体調はいつもと変わりありませんか？預ける前には熱を計りましょう。心配な場合は提供会員に事前に伝えてください。また、熱があるなど体調が悪い場合には、無理せず活動を控えましょう。
- 長時間の依頼の場合は、子どもの一日のスケジュールを提供会員に伝えましょう。

<提供会員>

- 家に子どもを迎え入れる環境づくりはできていますか？(安全のチェック)
- 保護者の緊急連絡先は手元にありますか？
- 送迎がある場合、保育施設などの場所は確認してありますか？持って帰る物などは把握していますか？
- 車輛を使用する場合は、必ずチャイルドシート・ジュニアシートを使用しましょう。
センターでは、必要に応じてチャイルドシート・ジュニアシートの貸出しをします。
- 活動報告書は、必要箇所を記入し、終了後に報酬などの精算が出来るようにしてありますか？

報酬の基準

報酬の基準は次のように決められています。

1. 報酬の基準

基本活動日・時間 月曜日～金曜日 7時～19時	1時間あたり700円
基本活動日以外の 土・日曜日・祝日	1時間あたり800円
基本活動時間以外の 早朝・深夜など	1時間あたり800円

(注1) 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間となります。

(注2) 1時間を超える場合は、30分以内は半額とし30分を超える1時間までは、1時間となります。

(注3) 同一世帯の兄弟姉妹などを預ける場合は、その人数分の報酬となります。

(注4) 7時や19時を含む活動は、1時間800円になります。

2. 取り消しについて

取り消しについては、次の通り依頼会員が提供会員へ支払うこととします。

- ・前日までの取り消し・・・・・・・・無 料
- ・当日の取り消し・・・・・・・・1時間分の料金
- ・無断取り消し・・・・・・・・全 額

- (注1) 夜間・休日の場合は、直接提供会員へ連絡をしてください。
その後、センターの留守番電話、又はFAXにて必ず連絡を入れてください。
- (注2) 当日になって、依頼会員の都合により、依頼時間より遅れる場合は、当初の依頼時間からの支払いになります。変更になった場合は、できるかぎり早く連絡ください。

例1 活動依頼の時間は9時～12時であったが、連絡もなく9時30分～12時に急遽時間変更になり、依頼会員は9時～自宅で待機していた場合。

回答 提供会員が自宅待機していた30分間も活動時間に含み、3時間の活動時間となり依頼会員に3時間分を請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

※10分・20分程度遅れた場合、お互いの理解の上請求しないこととします。

例2 活動依頼の時間は6時～9時であったが、6時15分頃に依頼会員から時間変更の連絡があり、7時30分～9時の1時間30分の活動をした場合。

回答 連絡があるまで待機していた15分間も活動時間に含む、2時間の活動時間となり依頼会員に2時間分を請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

※活動開始予定時間以降の連絡の場合、待機していた時間も活動時間とし、30分単位で請求してください。

例3 活動依頼の時間は10時～12時であったが、当日の10時30分頃に依頼会員からキャンセルの連絡があった場合。

回答 活動依頼の1時間分の取り消し料金700円（依頼時間が基本活動以外の場合800円）と待機していた時間分350円（30分単位で加算）を依頼会員に請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

3. 実費の基準

交通費・食事（ミルク）・おやつ代などについては、依頼会員が実費を負担します。

（注1） 交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合、提供会員と子どもの運賃などを実費とします。

（注2） 食事・おやつ・おむつなどについては、原則として依頼会員が用意してください。ただし、これらについて提供会員に費用負担をかけた場合は、依頼会員が支払ってください。

実費

食事（ミルク）	200円
おやつ	100円
ガソリン代など	1 kmあたり20円

補償保険制度について

万一の事故に備え、会員になると「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に、自動的に加入する事になります。保険料についてはセンターが負担します。

① サービス提供会員傷害保険

提供会員が、センターの斡旋により保育サービスの提供や保育サービスを提供するための、自宅と保育を受ける子ども宅や保育所などの往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償するものです。

例・・・提供会員が子どもの食事を調理中にやけどをした。

子どもを預かりに行く途中に、自動車事故にあってケガをしたなど。

※故意・ケンカなどによるものは該当しない。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術

② 賠償責任保険

提供会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物などが原因で、第三者の身体または財物に損額を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償するものです。ただし、車輛を使用しての事故に関しては適用されません。

例・・・不注意でお湯がこぼれ、子どもにやけどをさせてしまった。

提供会員が調理した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こした。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償 （1事故につき）	2億円

③依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが保育サービスを受けている間に障害を被った場合、保育サービス提供者である提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

例・・・子ども同士がふざけていて階段から落ちてケガをしたなど。

※故意・ケンカなどによるものは該当しない。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術

鹿嶋市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は鹿嶋市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を茨城県鹿嶋市平井1187番地1鹿嶋市役所内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、育児の援助を受けることを希望する者(以下「依頼会員」という。)と育児の援助を行うことを希望する者(以下「提供会員」という。)を会員として組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1)会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2)相互援助活動の調整等
- (3)会員に相互の援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4)会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5)関係機関等との連絡調整に関する業務
- (6)定期的な広報紙を発行する広報業務
- (7)前各号に掲げる業務のほかセンターの目的の達成に必要な業務

(会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、かつ、次の各号の要件を全て満たす者であって、提供会員または依頼会員としてセンターの承認を受けた者とする。

- (1)市内に居住していること。(依頼会員にあつては、市内に勤務する者を含む。)
 - (2)援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
 - (3)提供会員にあつては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
 - (4)依頼会員にあつては、原則として依頼会員と同居している生後6ヵ月から小学校に在学する子ども(以下「児童」という。)を有すること。
- 2 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(会員の心得)

第6条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)信義に基づき誠実に援助活動を行う。
- (2)援助活動により知り得た個人情報や他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしてはならない。
- (3)政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わない。

(4)その他、センターの目的に反する行為を行わない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式1号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際してセンターの実施する講習会等を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式2号)を発行する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式3号)をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して第7条により発行された会員証を返還するものとする。

3 退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の事情等は、他に漏らしてはならない。

(会員登録抹消)

第9条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1)この会則に違反したとき。

(2)故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたとき。

(3)援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。

(4)その他会員としてふさわしくない非行があったとき。

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその理由を明示した会員登録抹消通知書(様式4号)により通知しなければならない。

(アドバイザー)

第10条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

(1)センターの事業内容の周知, 啓発

(2)会員の募集, 登録

(3)会員の統括

(4)会員の相互援助の調整

(5)会員に対する講習会及び交流会の実施

(6)会員間のトラブルへの助言

(7)センターの経理事務等の業務運営

(8)会員に対する広報紙の発行

(9)他のセンター, 関係機関との連絡調整

(相互援助活動の内容)

第11条 提供会員による援助活動の内容は、次のとおりとする。

(1)保育所, 幼稚園, 小学校等(以下「保育施設等」という。)保育の開始時間まで児童を預

かること。

- (2) 保育施設等の終了時間後、児童を預かること。
 - (3) 保育施設等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
 - (4) 保育施設等の休日やその他の事由がある場合において、臨時的に児童を預かること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て家庭の支援のために必要な援助を行うこと。
- 2 前項の援助活動は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合はこの限りでない。

(援助活動の時間)

第12条 提供会員による援助活動の時間(以下「援助時間」という。)は、午前7時から午後7時までの時間帯とする。ただし、特別の事情がある場合は、当該時間帯によらないことができるが、児童の宿泊は行わないこととする。

(援助活動の実施方法)

- 第13条 依頼会員が、援助を必要とする場合には、アドバイザーに対して援助の依頼の申し込みをするものとする。
- 2 依頼の申し込みを受けたアドバイザーは、援助依頼受付簿(様式5号)に援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる会員に連絡する。
 - 3 アドバイザーは、援助活動前に依頼会員及び提供会員との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について充分協議するものとする。
 - 4 依頼会員は、前項の依頼内容以外の援助を求めてはならない。
 - 5 提供会員は、援助活動を実施後、援助活動報告書(様式6・7号)に活動の記録を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 6 提供会員は、その月の援助活動に係わる援助活動報告書を取りまとめ、翌月5日までにセンターに提出するものとする。

(保険)

第14条 センターは、会員が、安心して援助活動が行えるようファミリー・サポート・センター補償保険(育児)に加入する。

(報酬)

第15条 依頼会員は、援助が終了後、提供会員に対し別表に定める基準に従って報酬・実費を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 報酬等の基準

1 報酬

基本活動日・時間 月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	1時間あたり700円
基本活動時間以外の 早朝・深夜等	1時間あたり800円
基本活動日以外の 土・日曜日・祝日	1時間あたり800円

2 実費

食事(ミルク)	200円
おやつ	100円
ガソリン代等	1km当たり20円

<お問い合わせ>

鹿嶋市ファミリー・サポート・センター

〒314-0012 鹿嶋市大字平井1187-1

鹿嶋市健康福祉部こども相談課

TEL 0299-82-2911(内線294/327)

メール kodomo1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

<センター受付時間>

平日 8:30~17:15